# 浪江町ADR集団申立書の概要

浪江町支援弁護団

### 申立の趣旨

- 1. 相手方は、福島第一原発事故により浪江町全域に高濃度の放射性物質を放出させ、申立人らの生活のみならず、浪江町全体を崩壊させたことに対する法的責任を認め、申立人らに対し、真摯に謝罪する。
- 2. 相手方は、前項の責任に基づき、浪江町全域を、平成 23 年 3 月 11 日以前の放射線量のレベルまで、最大限の努力をもって速やかに除 染する。
- 3. 相手方は、第1項の責任に基づき、申立人らに対し、平成 23 年 3 月 11 日から第2項の除染を達成するまでの間、その精神的損害の 賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額2 5万円を支払え。
- 4. 相手方は、申立人らに対し、本件申し立てに関して支出を余儀なくされた適切な弁護士費用および実費相当分を支払え。

# 町が町民を代理することの意味

全町民に共通する被害の実相を明らかにし、適正な損害賠償を求め、町民の生活再建が図られるようサポートすることは、町としての当然の役割である。

また、「コミュニティ破壊」という本件に特徴的な被害を明らかにすることで、地域社会コミュニティの価値を問うとともに、コミュニティ復興への活力とする。

また精神的損害は、全町民に共通する損害として、包括的・一律に損害を評価することが可能であり、集団申立てには合理性がある。

# 東京電力の責任

相手方東京電力が原子力損害について負担する責任は無過失責任であるが(原子力損害の賠償に関する法律第3条)、そもそも相手方には重大な義務違反があり、加害態様の悪質性は極めて高い。

原子力発電という事業の性質上、相手方は、放射性物質が放出される 事故の発生を最大限防止する「事故発生防止義務」、事故が発生した場合 であっても周辺住民が被曝被害を受けることを極力防止する「被害拡大 防止義務」を負担する。

相手方は、遅くとも北海道南西沖地震が発生した平成 5 年 7 月 12 日の時点で、福島第一原発の立地する海岸線においても、大規模な津波が襲来する可能性があることを認識し得たというべきであり、津波による全電源喪失を防ぐための措置をとることは、相手方にとって容易であった(原発の運転を止めなければできないものではない)と考えられるのであるから、かかる措置を怠り、本件事故を防止できなかった相手方には重大な「事故発生防止義務」違反がある。

相手方は、遅くともチェルノブイリ原子力発電所事故以後、福島第一原発で事故が発生した場合、浪江町民が避難する必要があり得ることを予見でき、少なくとも新潟県中越沖地震が発生した平成 19 年 7 月 16 日以後、原子力発電所において、設計時の想定を超えた事態が発生することを予見できたが、これに対応する措置を怠り、住民に被曝の恐怖を与えたのであり、重大な「被害拡大防止義務」違反がある。

# 浪江町民の精神的損害

#### (1)被曝による精神的損害

原発事故直後、浪江町は東京電力との通報連絡協定にもかかわらず、 東京電力、国、福島県のいずれからも原発事故の状況や避難指示に関す る情報を伝えられず、浪江町民は情報不足に振り回され、放射能の恐怖 にさらされた。

特に、20km圏を超えた高濃度放射能汚染の危険性の情報や、町民の多くが一時避難していた津島地区の高い放射線量について公表・伝達がされなかったため、過剰な被曝を余儀なくされ、先行きの見えない不安と 苦痛を背負い続けることになった。

#### (2)避難生活による精神的損害

避難生活を強いられていること自体、浪江町民にとって、大きな精神的苦痛であり、先の見えない避難生活が長期化するほど、精神的な損害が増している。

移動理由を知らされないまま、貴重品や薬なども持たずに避難をしなければならず、心の準備もないままに頻繁・長距離にわたる避難所の移動を余儀なくされ、荷造り・荷ほどきや新たな生活環境への順応を繰り返さなければならなかったことも大きな精神的苦痛である。

一次避難所となった体育館等の施設では、世帯ごと、個人ごとの生活 空間は狭く、段ボール等で遮蔽をしてもプライバシーの保護は不十分で あった。健康面・衛生面の問題は深刻であった。

数日で帰宅できると思い込み、ペットを自宅に置き去りにした町民や、 飼い慣らした家畜を置き去りにした畜産農家、さらに、立入禁止のため、 放置された自宅の状態や盗難の有無を確認することもできず不安を抱 えたまま避難生活を送ることを強いられたことなどでも、町民の精神的 苦痛は大きい。

また二次避難所では、プライバシー保護等の問題は相当程度改善されたが、避難所の待遇の違いから、町民間で不公平感、不平等感が募るなど、無用の軋轢により新たな精神的苦痛が生じ、先行きの不透明さによる精神的苦痛は継続した。

#### (3) 仮設住宅、借上げ住宅等での生活による精神的損害

仮設住宅は、部屋数、平米数において、浪江町で町民が生活していた 自宅に比べて圧倒的に少なく、狭い。さらに、隣家との距離も近く、隣 家との壁や室内の壁も薄く、遮音性・断熱性に欠け、家族の中でもプライバシーはない。夏は暑く、冬は寒く、家中の壁は結露し、何度拭いてもカビが生えてしまう。

借上げ住宅も、物件が不足から選択肢が少ないため、築年が古く、狭 く、設備が不十分な物件への入居を余儀なくされた者も多い。

このような劣悪な環境の中に、2年もの間、自ら望まずに押し込められ、家族やコミュニティの共同体を分断され、気候も環境も違うなかで、言いようのない無力感、喪失感、社会的劣等感などに苛まれながら生活してきた町民の精神的苦痛は、事故から2年以上経過した現在でも緩和されることは決してなく、むしろ増幅している。

#### (4) 子どもへの影響

子どもは、被曝によって、大人よりも身体に大きな影響を受けることから、将来、甲状腺癌に罹患する等被曝による身体的影響が現れるおそれは大きい。

また、本件事故による被曝のために、「いつか自分は癌に罹るのではないか」等、将来にわたって常に被曝による身体的影響のおそれを抱え続けて生きていかなければならないのであって、将来の健康状態に対する不安は特に大きい。

しかも、既に被曝に対する差別・偏見が生じていることは明らかであり、子どもは将来にわたり、こうした差別・偏見と闘っていかなくてはならない。

被曝を避けるための屋外活動の制限による運動能力の低下、抑うつ状態の発生、不登校といった心身への影響も深刻である。

子どもは身体的にも精神的にも未発達であり、生活環境の変化による 影響を受けやすく、転校や家族の別離、住環境や家庭の経済状況などの 変化が子どもの成長・発達や精神面に及ぼす影響は大きい。

#### (5) 高齢者への影響、健康面への影響

避難による住環境の悪化や、被曝による影響を考え県外など遠方に

避難する傾向のある子育で世代と、愛着のある県内に避難する高齢者 世代の考え方の差もあり、浪江町では普通であった多世代同居での生 活は困難になった。

高齢者は単独世帯での生活や施設入所を余儀なくされ、本来必要のなかった世帯破壊と、生活環境の変化を強いられることとなった。

農作業等で体を動かす機会や、これまでの人間関係を奪われ、日常生活が著しく不活性化していき、また食生活などにも変化を生じた結果、認知症の悪化や生活習慣病の症状など、高齢者の健康面・精神面には深刻な影響が生じ、現在も回復の様子を見せていない。

#### (6) 家族の離散

震災前の浪江町では、5人以上の世帯が全体の約16%を占め、持ち家率が高く、平均的な住居の平米数も全国平均より広かった。何世代かにわたる大家族が広い一戸建てで暮らす形態が、重要な浪江町の家族像の一つであった。

ところが、原発事故からの避難による居住環境や就業・通学状況などの変化によって、福島県内の原発周辺住民は、世帯の分離を余儀なくされた。浪江町では、世帯数が震災前の約7,700世帯から10,700世帯(平成25年3月14日現在)に増加し、小学校1年生から中学3年生までの浪江町民を対象としたアンケートでは、今住んでいる場所とは別に住んでいる家族がいると回答した子供が、全体の約半数にのぼるなど、統計上も世帯の分離、家族の離散が明らかである。

生活環境の変化によるストレスや、今後の生活に関する意見の対立 から家族内の不和が生じることもあり、家族の構成員一人一人に大き なストレスを生じさせている。

一つの家族が物理的にも精神的にもばらばらに引き裂かれることにより、家族離散が進むケースは後を絶たず、家族離散に直面した浪江町民の一人一人が、大きな精神的損害を被っている。

#### (7) 地域コミュニティ破壊

本件原発事故は、前述したような個人レベルの損害のみならず、浪 江町の地域コミュニティを引き裂き、破壊した。

人間は、自分の慣れ親しんでいる豊かな自然環境、そしてその場所にあって馴染んできた社会環境があって、初めて希望を持って人間らしく生きていくことができる。コミュニティとは、このような現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことである。

原発事故に伴う避難によって、従来の浪江町に存在した有形無形のコミュニティ自体が崩壊し、見守られるべき町民は安心のよりどころを失ってしまった。このように、目に見えない充実感、安心感の喪失自体、取り返しのつかない、きわめて大きな損害である。

そして、町民がこれまで育み享受してきた浪江町の地域コミュニティ、すなわち、自然環境及び社会環境のすべてが破壊されたこと、人間のアイデンティティの原点である「ふるさと」が一方的に破壊されたことこそが、本件原発事故の特徴であり、かかる被害においても、町民の損害として考えられるべきものである。

本件のように地域コミュニティ全体が破壊されたものではないが、 地域コミュニティの破壊が問題とされた公害事件は他にもあり、その ような公害事件では、和解において、地域コミュニティの再生に対し て配慮がなされている。

しかしながら、本件原発事故による損害の基準を定めた中間指針では、地域コミュニティの破壊やその再生に対する配慮がまったくなされていない。

その意味でも、浪江町の地域コミュニティのすべてが破壊されたことについても、申立人らの損害として考えられるべきである。

# 中間指針の問題点

以上述べてきた様々な精神的損害に対する損害賠償(慰謝料)について、重要な役割を担ってきたのがいわゆる中間指針等である。

しかし、その制定過程を振り返ると、原子力損害賠償紛争審査会

が設置されてから、中間指針第三次追補策定に至るまで、審査会は、まったく本件被害地である福島県の12市町村を視察することなく、浪江町民を含む被害地住民から直接に意見を聴取することもなかった。

一連の一般指針は、いわば机上の議論のうえに成立したものであり、そこで決定された慰謝料基準も本件原子力損害における精神的損害の公正・公平な賠償基準とはなりえない。

また、一般指針策定過程は、極めて不透明なものである。

「本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料(日額 4,200 円。月額換算12 万 6,000 円)を参考にした」との説明により、現在の1 カ月の慰謝料金額の目安である 10 万円(ここには一定の生活費増加分も含む)を決定したことについては合理的な説明も、実質的な根拠もない。

さらに審査会は、日常的に被害者と接している紛争解決センターが審査会の判断と異なる総括基準を示してもなお、中間指針の採用した交通事故型の精神的損害に関するモデルを維持しており、新たな慰謝料基準の策定に入ろうともしていしない。

もはや審査会の定めた慰謝料基準の問題点はあまりにも明らかである。

# 結 論

そこで、申立人らは、紛争解決センターが従来の慰謝料基準にとらわれず、浪江町民の被害の損害実態を正確に反映した和解仲介案を作成し、東京電力がこれを受諾するように求めるために、また被害の実態を踏まえて中間指針の適切な改定も求めるために、本件ADRを申し立てたものである。

以上